

市町村相談支援機能強化事業の概要について

【概要】

市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置する。

【事業の具体的な内容】

- ・専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
- ・地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等

【専門的職員の例】

社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援事業の機能を強化するために必要と認められる者

【地域自立支援協議会等との関係】

- 地域自立支援協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成
- 都道府県自立支援協議会
 - ・事業実施計画について、必要に応じて助言
 - ・概ね2年毎に評価を行い、必要に応じて見直しに向けて助言

【留意事項】

地域自立支援協議会を設置する市町村又は圏域等を単位として実施

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の概要について

【概要】

賃貸契約による一般住宅（※）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。

※ 「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう。

【対象となる障害者】

知的障害者又は精神障害者であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。

ただし、現にグループホーム等に入居している者を除く。

【事業の具体的な内容】

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

（1）入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援）

※ 地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。

（2）24時間支援（夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等、必要な支援を行う。）

（3）居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。

【留意事項】

共同実施も可能であり、指定相談支援事業者へ委託することができる。

成年後見制度利用支援事業の概要について

【概要】

知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な者について、障害者福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行う。

【事業の具体的な内容】

成年後見の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成

【対象者】

次のいずれにも該当する者

- ・ 市町村が、知的障害者福祉法第27条の3又は精神保健福祉法第51条の11に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求を行うことが必要と認める者
- ・ 障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない（原則、2親等以内の親族がない）重度の知的障害者又は精神障害者
- ・ 所得状況等を勘案し、申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

【対象経費】

成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の一部

コミュニケーション支援事業の概要について

【概要】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害（以下「聴覚障害者等」という。）のため意思疎通を図るために支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う。

【事業の具体的な内容】

聴覚障害者等に手話通訳者等を派遣する事業、手話通訳者等を設置する事業など障害者等との他の者の意思疎通を仲介する事業

【対象者】

意思疎通を図るために支障がある聴覚障害者等

【留意事項】

- (1) 派遣事業が円滑に行われるよう、手話通訳者等の派遣が適切に行われるための調整者の設置等について配慮すること。
- (2) 派遣事業、設置事業等を行う手話通訳者等は、聴覚障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。

日常生活用具給付等事業の概要について

【概要】

本事業は重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

【事業の具体的内容】

障害者自立支援法第77条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具の給付または貸与。

【新告示案のイメージ】

厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具とは、安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの。製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの。以上の三要件を満たす、次の6種の用具をいう。

① 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの、障害者（児）の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

② 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

③ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

④ 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの、障害者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

⑤ 排泄管理支援用具

ストマ用装具などの障害者（児）の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障害者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

【対象者】

重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者であって、当該用具を必要とするもの。

【留意事項】

- (1) 給付にあたって実施主体は、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具をより低廉な価格で購入し給付すること。
※ 給付の判断等が困難な場合には、身体障害者更生相談所等に助言を求めることも考えられる。
- (2) 公的給付にあたって、従来の手法等を参考にしつつ、同機能であればより廉価なもの給付すべき。
※ (財) テクノエイド協会が運営するテクニカルエイド情報システム (TAIS) の活用による情報収集、一括購入、共同購入、競争入札等の活用が考えられる。
- (3) 給付する種目及び製品を具体的に決定するにあたっては、別紙参考例等を参考とすること。
- (4) 排泄管理支援用具においては、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めること。

日常生活用具参考例（案）

種 目		対 象 者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす（児のみ）	
自立生活支援用具	訓練用ベッド（児のみ）	
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
	便 器	
	頭部保護帽	
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
	歩行支援用具→移動・移乗支援用具（名称変更）	
	特殊便器	上肢障害
	火災警報機	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難
	自動消火器	
在宅療養等用具	電磁調理器	視覚障害
	歩行時間延長信号機用小型送信機	
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害
	透析液加温器	腎臓機能障害等
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害等
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害等
情報・意思疎通支援用具	酸素ポンベ運搬車	在宅酸素療法者
	盲目用体温計（音声式）	視覚障害
	盲目用体重計	
	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
	情報・通信支援用具※	上肢機能障害又は視覚障害
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
	点字器	
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	
排泄管理支援用具	視覚障害者用拡大読書器	
	盲目用時計	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害
	聴覚障害者用情報受信装置	
	人工喉頭	喉頭摘出者
	福祉電話（貸与）	聴覚障害又は外出困難
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難
	視覚障害者用ワードプロセッサー（共同利用）	
	点字図書	視覚障害
	ストーマ装具 紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品） 収尿器	ストーマ造設者 高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ 意思表示困難者 高度の排尿機能障害者
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変

※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

移動支援事業の概要について

【概要】

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の介護を行う。

【事業の具体的な内容】

移動支援事業の実際の運用は、各市町村の判断により地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施することとしているが、具体的には下記のような利用形態が想定される。

① 個別支援型

- ・個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援。

② グループ支援型

- ・複数の障害者への同時支援。
- ・屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援。

③ 車両移送型

- ・福祉バス等車両の巡回による送迎。
- ・公共施設、駅、福祉センター等障害者の利便を考慮した経路を定めて運行する他、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行。

【対象者】

- ① 屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者・児、全身性障害者・児（※）、知的障害者・児（但し、重度訪問介護、行動援護対象者を除く）。
- ※ 肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第五号の一級に該当するものであって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる者。
- ② 一人での外出に困難（漠然とした不安がある、妄想がある、公共機関等の利用に係る各種手続きを一人で行うのが困難など）のある精神障害者（但し、行動援護対象者を除く）。

【留意事項】

- ① 指定事業者への事業の委託
サービス提供体制の確保を図るため、市町村は、①新制度における居宅介護など個別給付のサービス提供を行う指定事業者や②これまで支援費制度で移動介護のサービス提供を行っている指定事業者などを活用した事業委託に努める。例えば、市町村のつくった委託事業者リストの中から利用者が事業者を選択できるような仕組みとする。
- ② 突発的ニーズへの対応
急な用事ができた場合、電話等の簡便な方法での申し入れにより、臨機応変にサービス提供を行う。
- ③ サービスを提供する者
サービスを提供するに相応しい者として市町村が認めた者とする。
- ※ 今後、各自治体の取り組み（参考事例）の情報提供を行う予定。
- ※ ガイドラインの詳細については、現在検討中であり、今後お示しする。

地域活動支援センター事業の概要について

【概要】

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟に事業を実施。

【事業の具体的内容】

- ① 「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施。
- ② ①に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じ I型～Ⅲ型までの類型を設定。
 - a I型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施。
 - b II型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施。
 - c III型：運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を充実。（このほか、Ⅲ型には個別給付事業所に併設するタイプの施設を想定。）

【留意事項】 ...補助額、補助方法について

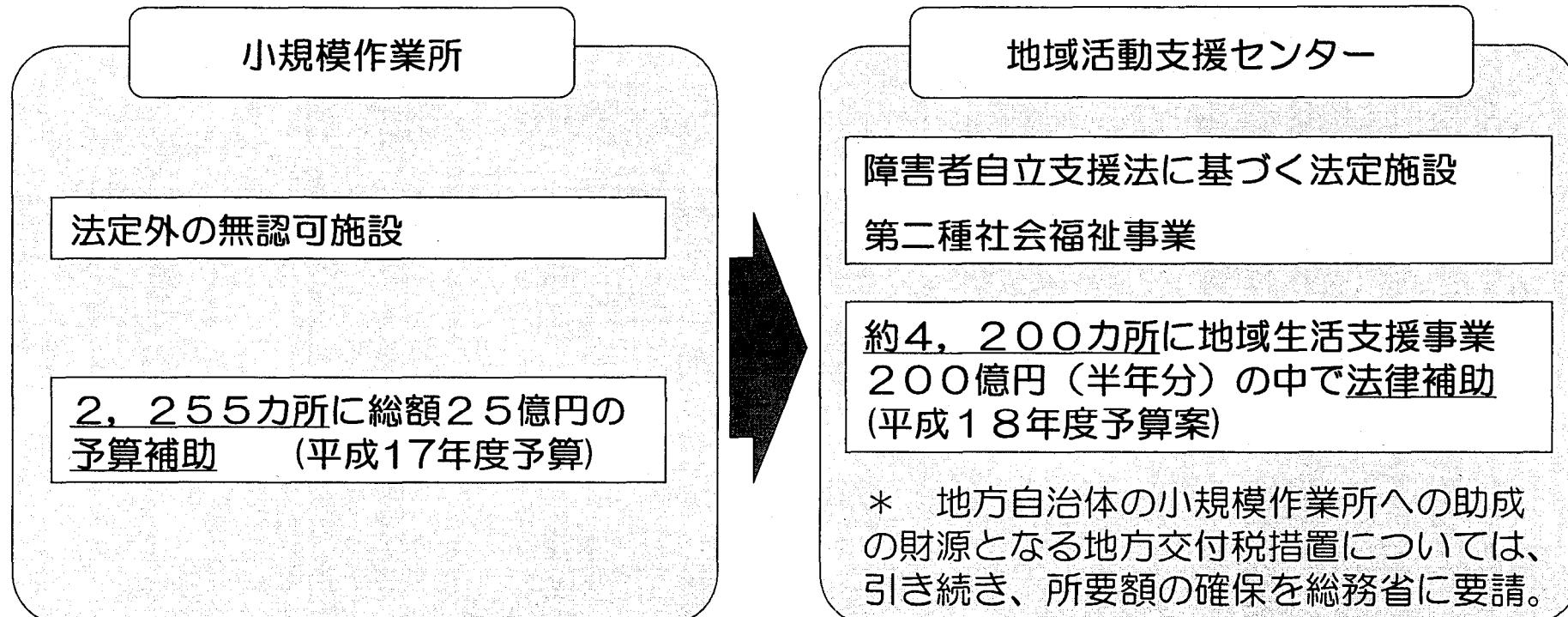
- ① 基礎的事業の補助
地方交付税による、小規模作業所に対する自治体補助事業の一部を財源とする。
- ② I型～Ⅲ型の補助
 - ①に加え、「地域活動支援センター機能強化事業費」として国庫補助を実施。
(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4以内)
(国庫補助加算標準額（満年度ベース（案））I型600万円、II型300万円、III型150万円)

(地域活動支援センター事業の各事業内容について)

- 地域活動支援センターの基礎的な事業は、地方交付税による、小規模作業所に対する自治体補助事業の一部を財源とする。
- この基礎的な事業の他、機能・体制の強化を実施する場合に国庫補助加算を実施する(I型～Ⅲ型の加算標準額は下記による)。

I型(国庫補助加算標準額600万円)	II型(国庫補助加算標準額300万円)	III型(国庫補助加算標準額150万円)	
<p>【I型としての国庫補助対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発 ○ 職員配置 自治体の単独補助による事業の職員の他、1名以上を配置し、2名以上を常勤とする ○ 利用定員 1日あたり実利用人員20名以上 ○ 国庫補助加算標準額(案) 地方交付税による自治体補助に加え、600万円を追加補助 <p>※ 委託相談支援事業をあわせて実施することを必須条件とする(本補助の報酬対象外)</p>	<p>【II型としての国庫補助対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容 地域において就労が困難な在宅障害者を通所させ、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行うことにより、自立と生きがいを高める ○ 職員配置 自治体の単独補助による事業の職員の他、常勤1名以上を配置 ○ 利用定員 実利用人員15名以上 ○ 国庫補助加算標準額(案) 地方交付税による自治体補助に加え、300万円を追加補助 <p>※ 個別給付事業へ移行するための加算制度(200万円/年、2年を限度)を用意</p>	<p>【III型としての国庫補助対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象施設 小規模作業所としての運営実績5年以上 ○ 職員配置 自治体の単独補助による事業の職員1名以上を常勤とする ○ 利用定員 実利用人員10名以上 ○ 国庫補助加算標準額(案) 地方交付税による自治体補助に加え、150万円を追加補助 <p>※平成18年度に限り、実利用人員が5人以上10人未満の小規模作業所において、実利用人員の増加等地域活動支援センターへの移行計画を策定した場合、III型を認める経過措置を設ける</p>	
<p>地方交付税による自治体補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助額 600万円(平成17年4月障害福祉課調査による自治体補助の実績平均額) ○ 事業内容 創作的活動、生産活動、社会との交流の促進 等 ○ 職員配置 2名以上とし、うち1名は専従とする ○ 利用定員等 特に規定なし 			<p>国庫補助の無い 小規模作業所 に対する自治体 補助事業</p>

(小規模作業所から地域活動支援センター等への移行について)



平成18年10月から、小規模作業所は、地域活動支援センター以外にも、就労訓練等の新体系サービスに移行し、事業実施に応じた報酬を得ることも可能に。

に新体系への移行
に向けた支援策

小規模作業所からの新体系への移行
準備経費4億 (平成17年度予算)

既存施設等が就労訓練設備等を整備するための経費総額20億円。 (平成18年度予算案)

生活サポート事業の概要について

【概要】

介護給付の対象外となる者であって、

- ・ 日常生活に関する支援
- ・ 家事に対する支援

などを行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれがある場合に行う。

【事業の具体的な内容】

ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助等）を行う。

【対象者】

介護給付の対象外の者であって、サービス提供に相応しいと市町村が認めた者

【留意事項】

利用者の状態に応じ、障害程度区分認定を見直すなど、利用者の利便を図ること。

※ 詳細については、現在検討中であり、今後お示しする。

高次脳機能障害支援普及事業の概要について

【概要】

都道府県に高次脳機能障害者への支援拠点機関を置き、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する研修等を行い高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供される体制を整備する。

【事業の具体的内容】

- ・支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携、調整を行う
- ・自治体職員、福祉事業者等を対象に高次脳機能障害支援に関する研修を行い、地域での高次脳機能障害支援の普及を図る

【支援拠点機関の例】

リハビリテーションセンター、大学病院、県立病院 等

【相談支援コーディネーターの例】

社会福祉士、保健師、作業療法士等、高次脳機能障害者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者

【留意事項】

他の地方公共団体等への委託可

広域的支援事業（例：都道府県相談支援体制整備事業）の概要について

【概要】

都道府県に、相談支援に関する広域的支援を行うアドバイザーを配置する。

【事業の具体的内容】

- ・地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・地域では対応困難な事例に係る助言等
- ・地域における専門的支援システムの立ち上げ援助
(例：権利擁護、就労支援などの専門部会)
- ・広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助 等

【アドバイザーの担い手】

- ・地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- ・障害者支援に関する高い識見を有する者

【都道府県自立支援協議会との関係】

配置するアドバイザーの職種や人員等について協議

精神障害者退院促進支援事業の概要について

【概要】

精神病院に入院している精神障害者のうち、受入条件が整えば退院可能である者に対し、円滑な地域移行を図るための支援を行う。

【事業の具体的内容】

自立支援員を指定相談支援事業者等に配置し、精神病院の精神保健福祉士等と連携を図りつつ退院に向けての支援を行い、精神障害者の円滑な地域移行の促進を図る。

(主な支援内容)

- ・精神病院内における利用対象者に対する退院への啓発活動。
- ・退院に向けた個別の支援計画の作成。
- ・院外活動（福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等）にかかる同行支援等
- ・対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言
- ・退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整

【自立支援員の要件】

精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者

【留意事項】

指定相談支援事業者、他の地方公共団体への委託可

サービス管理責任者養成研修の概要について

【概要】

サービスの質を確保するため、事業者ごとに、個別支援計画の作成、サービス内容の評価等を行うサービス管理責任者を配置。

【事業の具体的な内容】

① 実施主体 研修事業者

- ・ 事前に、研修事業者が申し出た上で、都道府県が一定の要件に該当する研修事業者を選定
- ・ 当面、都道府県自らが実施することも可
- ・ 一定の実務経験を有することをもって、経過措置により、サービス管理責任者としての業務を行う者については、優先して研修を受講

② 研修の期間等

- ・ 個別研修（講義・演習）＋実務研修 2～3日間程度

※ 18年9月までの間は個別研修のみを実施し、10月以降に実務研修を行うといった柔軟な対応も検討

- ・ ケアマネジメント従事者研修の受講を前提とする

③ 費用負担

(ア) 研修事業者が実施主体となる場合

- ・ 研修事業者ごとに定める額

(イ) 都道府県が実施主体となる場合

- ・ 18年10月から、都道府県地域生活支援事業により、研修会開催費用の一部を補助

※ 18年9月までの間に行う場合は、研修会開催費用の一部について「障害者保健福祉推進事業等（仮称）」を活用することを可能とする予定

④ 研修に係る経過措置

- ・ 施行後3年間は、個別支援計画の作成に関する業務に関し一定期間の実務経験を有する者を認める経過措置を設けることを検討

【対象者】

障害福祉サービスにおいて個別支援計画の作成に従事した経験など、一定の実務経験を有している者